

「短期大学 公的研究費の運営・管理に関わる行動規範」

平成 28 年 2 月 16 日制定

学校法人大阪夕陽丘学園が設置する大阪夕陽丘学園短期大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定)」に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対する行動規範を以下のように定める。

【『短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定』第 4 条】

1. 研究者は、公的研究費の原資が国民の貴重な税金であることを十分に認識し、不正使用の防止に努めること
2. 支援教職員は、不正行為に加担しないこと
3. 研究者は、公的研究費が個人の所有物ではなく、学園が管理するものであることを十分に認識し、公的研究費を校正かつ効率的に使用すること
4. 研究者は、公的研究費の使用にあたり、関係法令、通知、助成条件及び学園の規則等を遵守すること
5. 研究者は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めること
6. 研究者及び支援教職員は、不正使用防止対策の理解や意識を高めるために、必要な研修会に積極的に参加すると共に、関係法令等、公的研究費の使用ルールに関する理解やその知識の習得に努めること
7. 研究者は、常に誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底すること
8. 研究者は、研究活動に伴う研究データ及び資料を、事後の検証が行えるよう適切に管理・保存すること
9. 研究者、支援教職員及びその他学園の教職員は、不正行為を発見したとき、又は不正行為が行われようとしていることを知ったときは直ちに、最高管理責任者又は「公的研究費の運営・管理に関する実施規定」第11条第1項に定める通報窓口はその旨を届け出ること
10. 研究者は、公的研究費の使用にあたり、業者との関係において、他の者の疑惑や不信を招くことのないよう努めること